

○財務省告示第三百二十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年十一月一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年十二月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百九十四回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条

三 法律及びその条項及び第六十二条第一項

振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

四 発行方法

以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後、大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定め、特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後、大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定め、特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「非価格競争入札」

五

方募

イ

ロ

六

イ

発

イ

ロ

入札発競争

価格競争

法入

決定

の

国債市場

特別参加

者第I

非格競争

争入札

及び国

債市場特

別参加者

・第II非

価格競争

入札発

行争額

入札発

行争額

発行「とい

う。」

各申込み

の申込み

のうち

の応募

金額を割

りに割

りて各申

込限度額

を割りに

割りに割

りて各申

込限度額

を割りに

割りに割

りて各申

込限度額

を割りに

割りに割

りて各申

込限度額

を割りに

割りに割

りて各申

込限度額

を割りに

割りに割

りて各申

込限度額

を割りに

割りに割

りて各申

込限度額

を割りに

割りに割

りて各申

込限度額

を割りに

割りに割

国債市場

特別参加

者第I

非格競争

争入札

及び国

債市場特

別参加者

でた条特千国項三額発四う円額

三利第別九債の百万金額行し七、

千付一會七つに定、で利付一會計

六国項の十に、に、同法兆国債の

百債に規三億は、き第六十條第六

三に規定する九、千七面行した付

十つに規定する九、千七面行した付

億いで基法第七百四十七

額し七

五付一

億、

は、

き

第六

十條

第六

億

、

は、

き

第六

十條

第六

億

		十 十		九 八				七				八		
		イ 一		振 額 最		ハ		ロ イ		ハ		ハ		
		発 行 行		替 単 位		行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 行		入 札 発 行 行		入 札 発 行 行		行 争 非 者 特 国 行		
		格 競 価 日		替 単 位		行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 行		入 札 発 行 行		入 札 発 行 行		行 争 非 者 特 国 行		
		格 競 価 日		替 単 位		行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 行		入 札 発 行 行		入 札 発 行 行		行 争 非 者 特 国 行		
格	五 厘 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	額 面 金 額 に つ き 百 円 四 十 三	平 成 十 一 年 一 月 一 日	す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る 最 低 額 と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	七 二 万 六 千 七 百 五 十 億 八 千 七 百 九 十	八 三 万 六 千 四 百 五 十 億 八 千 二 百 六 十	一 兆 七 千 四 百 三 十 五 億 六 千 三 百	で 二 千 二 百 六 十 六 億 円	た 利 付 債 に つ い て 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七

